

農業委員会だより

第112号

鳥取市の農業
農家戸数 5,677戸
農地面積 4,274ha
2020年農林業センサス

—とっとり市—

令和8年4月発行・鳥取市農業委員会
〒680-8571 鳥取市幸町71 ☎(0857) 30-8482
鳥取市ホームページアドレス <https://www.city.tottori.lg.jp/>

農業の未来へ、白ネギのように真っ直ぐに



地域の担い手農家紹介（川原篤史さん・ルミさん）

川原篤史さんは、とっとりふるさと就農舎で4期生として農業の基礎を2年間学び、その後就農し、白ネギ栽培に取り組み、現在は白ネギを主力に年間を通して安定した収穫を行っています。白ネギに加え、トマトやサツマイモ等も栽培し、特にサツマイモについては加工品づくりにも挑戦するなど、付加価値の創出にも力を入れています。就農して3年後には妻のルミさんも就農し、夫婦二人三脚で経営に取り組む体制を築きました。さらに、就農から9年後には法人化を果たし、経営基盤の強化と地域に根ざした農業を推進しています。近隣で耕作ができなくなった農地も積極的に借り受け、農地の集約化を進めるとともに、耕作放棄地の発生防止にも貢献しています。夢は「従業員が誇りを持って働けて、経営者と従業員が家族を含めて幸せになれる会社作り」。

令和8年度 鳥取市農作業標準受委託料

この表は、市内全般の標準額となっておりますので、実際に受委託を行う際には、作業内容、地区・集落の慣行等を十分考慮のうえ、当事者の話し合いで決定してください。

また、農機具によっては、別途回送料が必要となる場合があります。

※燃料価格の高騰分については、価格変動の状況に応じて、当事者間の話し合いにより検討いただき決定してください。

詳細については、農業委員会事務局へお問い合わせください。

環境不良田（倒伏含む）は5～20%増とします。

作業名		基準単位	標準額(税込)	摘 要
農作業一般 (労務賃金)		1時間あたり	1,050円	作業内容により考慮する 最低賃金改定時はそれに準じる ※非課税
草刈り	畔	1時間あたり	2,400円	機械・油代含む
	フレールモア	10aあたり	6,350円	
耕起	整備田	10aあたり	7,350円	2回目からは1回目の60% ～70% 油代含む
	未整備田	10aあたり	8,570円	
代かき	整備田	10aあたり	6,730円	油代含む
	未整備田	10aあたり	7,350円	
機械田植	整備田	10aあたり	7,960円	同時施肥は、20%増 油代含む
	未整備田	10aあたり	9,560円	
あぜ塗り		1mあたり	74円	
水稻防除		10aあたり	3,180円	ブームスプレーヤー、動力噴霧器等使用の場合 機械・油代含む 薬剤代は別途
コンバイン (稲)	整備田	10aあたり	20,220円	補助員は、受託者で確保 油代含む 籾運搬を行う場合は重量・距離に応じて適宜加算
	未整備田	10aあたり	22,440円	
籾乾燥	生籾乾燥	10aあたり	11,960円	水分含有量により考慮する 油代含む
	補助乾燥	10aあたり	6,290円	
籾摺		60kgあたり	670円	
大豆コンバイン		10aあたり	11,020円	
大豆播種・施肥		10aあたり	6,760円	
大豆脱粒		10aあたり	3,800円	機械使用料
梨袋かけ	ワンタッチ	1,000枚あたり	1,960円	各地区においての果樹部会等の組織で取り決めた協定額 ※非課税
	一重袋止金具付	1,000枚あたり	2,690円	
	合せ袋止金具付	1,000枚あたり	3,130円	
	時間制	1時間あたり	1,050円	

鳥取市農業振興事業の紹介

令和8年度に向けて、鳥取市は農業者の方を支援する様々な取り組みを行っていきます。その中からいくつかの支援事業を紹介いたします。

○ 農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業

対象となる事業	主な支援内容
認定農業者や集落営農組織等が農作業の効率化や省力化のため、スマート農業機械を整備する場合など	スマート農業機械（ドローンや直進アシスト機能付きトラクター等）の導入経費の2分の1以内を助成。補助上限額は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> 個人450万円まで 法人や任意組織1,050万円まで

○ 果樹振興対策事業

対象となる事業	主な支援内容
梨「新甘泉」等の振興品目の導入、施設整備、防災・減災対策を行う場合	新植・改植、果樹棚・かん水施設及び防風ネットの整備等に係る経費の助成（1/3～2/3助成）
柿「輝太郎」、柿・ぶどう・桃の振興品種の導入、施設整備を行う場合	新植・改植、果樹棚・かん水施設及び防風ネットの整備等に係る経費の助成（1/3～2/3助成）
産地で守り次の生産者へ継承する「やらいや果樹園」を整備し、梨、ぶどう等の振興品種を導入する場合	新植・改植及び施設整備に係る経費の助成（1/6～3/4助成）
機械の共同利用、オペレータ体制を整備して、廃園化防止、低コスト化、産地維持に取り組む場合	機械購入（スピードプレイヤー、草刈モア等）に係る経費助成（1/3助成）

○ 農産物等販路開拓支援事業

対象となる事業	主な支援内容
鳥取県外で行う販路開拓、販路拡大、知名度向上、消費者ニーズの把握に取り組む場合	販路開拓等に係る経費（旅費、消耗品費、燃料費、使用料、借上料、配送料）の助成（1/2助成） <ul style="list-style-type: none"> 補助上限額、5万円/年（1事業者） 鳥取市主催事業に10日以上出店する場合、事業実施年度内で6万円/年（1事業者）

○ 集落営農体制強化支援事業

対象となる事業	主な支援内容
一定の要件を満たす集落営農組織が集落営農ビジョンに沿って機械施設を整備する場合など	機械施設の導入経費の2分の1以内を助成 ただし、1組織当たり事業実施期間合計補助上限額は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> 小規模組織1,050万円まで 大規模組織1,800万円まで ※大規模組織とは、目標経営面積概ね20ha以上の組織とする。

この他にも支援事業がございますので、お問い合わせください。

【問い合わせ先】 鳥取市農政企画課 ☎ 0857-30-8304・8305

日本型直接支払制度について

高めよう地域協働の力！ 多面的機能支払交付金のご案内 農業・農村活性化のための交付金をご活用ください！

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道など）の質的向上を図る活動を支援します。

【対象となる組織】

- 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織など

【対象となる活動】

- 農地維持支払…農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など
- 資源向上支払…水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全、鳥獣被害防止対策、田んぼダム（水田の雨水貯留機能強化）など老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修など

中山間地域等直接支払制度の募集について（第6期対策）

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度です。

【対象者】

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

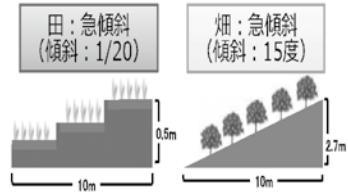
【主な対象農用地】

急傾斜地

（田：1/20以上、畑15°以上）

緩傾斜地

（田：1/100以上1/20未満、畑8°以上15°未満）



【対象となる活動】

- 耕作放棄の防止等の活動…担い手の確保、法面保護、鳥獣被害防止など
- 水路・農道等の管理活動…農道の草刈り、水路の泥上げなど
- 多面的機能を増進する活動…景観作物の作付、周辺林地の管理など

活動開始をされる場合は、事前に担当者にご相談のうえ、6月30日までに活動計画書を提出してください。

【問い合わせ先】鳥取市農村整備課総務係（☎ 0857-30-8316）又は最寄りの総合支所産業建設課

農業振興地域整備計画の全体見直しを行います

《農業振興地域整備計画について》

鳥取農業振興地域整備計画の全体見直しを令和8年から令和9年にかけて行います。

農業振興地域整備計画とは「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて農業の健全な発展を目指し農地の効率的な利用を図り、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために定めた計画となります。

この計画により、今後10年間を見通し、農用地として確保・利用する土地を「農用地区域」として設定しています。

《農用地区域の除外等の申し出の受付停止について》

農用地区域に指定されている農地は原則的に他の用途として利用することができません。ただし一定の要件をすべて満たす場合に限り、農用地区域の変更の申し出をすることで他の用途で利用することが可能です。

しかし、この計画の見直し期間中につきまちは、下記のとおり申し出の受付を停止します。現在、農用地区域からの除外手続き等をご検討されている方はご注意ください。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

《受付を停止する期間》

令和8年2月6日(金)から令和9年5月5日(水)まで（予定）

（注意）受付停止期間については、作業の進捗状況によっては変更する場合があります。

【問い合わせ先】鳥取市農政企画課農政係 ☎ 0857-30-8302

鳥取市 農地の賃借料情報

令和7年1月から令和7年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。（年間 10aあたり）

地域	地目	平均額	最高額	最低額	賃貸借の件数	使用貸借(無償)の件数 (左欄の数値には含まれていません)
鳥取地域 (旧鳥取市)	田	4,500円	10,000円	1,000円	279件	328件
東部地域 (国府・福部)	田	3,200円	5,900円	700円	272件	31件
南部地域 (河原・用瀬・佐治)	田	4,400円	10,000円	1,000円	93件	76件
西部地域 (気高・鹿野・青谷)	田	4,100円	10,000円	800円	203件	170件
(参考) 鳥取市全域	田	4,000円	—	—	847件	605件

- * 1 賃貸借及び使用貸借の件数は、それぞれ集計に用いた筆数です。
- * 2 物納（米1俵等）及び特殊な取引に係るものは、集計から除外しています。
- * 3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

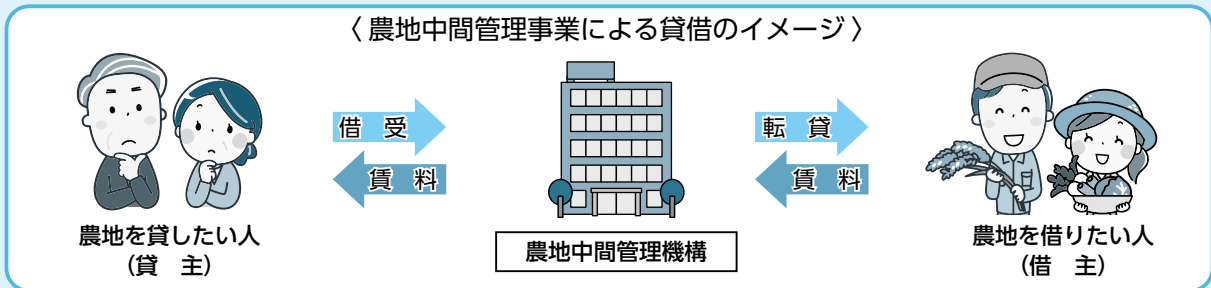
農地貸借の手続きをご利用ください

農地の貸し借りは、**原則として農地中間管理事業による貸借手続きが必要です。**

※貸主と借主の相対の契約による貸借手続き（利用権設定等促進事業）は、令和7年3月末で廃止されましたが、現在設定してある利用権は、契約期間満了日まで有効です。

1. 農地中間管理事業による貸借とは

貸主と借主の間に農地中間管理機構が入った三者契約です。



※農地中間管理機構：公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構

2. 農地中間管理事業の手続きの流れ

- ① 三者契約に必要な契約書等を農政企画課または総合支所産業建設課で受け取り、貸主・借主とも必要事項を記入・押印してご提出ください。
- ② 農業委員会の意見を聴いた後に公告し、契約開始となります。
(受付から約3か月後の開始となります。)

3. 注意事項

- ① 農地の受け手が決まっていない場合や、契約条件が調整できていない場合は、受付ができませんのでご注意ください。
- ② 契約条件については、貸主と借主でよく話し合って決めてください。

【問い合わせ先】 鳥取市農政企画課担い手支援係 ☎ 0857-30-8305

※鳥取市は、機構から業務の委託を受けて、窓口業務等を行っています。

鳥取市農業賞贈呈式

令和七年度鳥取市農業賞贈呈式が三月十三日(金)に開催され、各部門受賞者へ深澤市長から賞状が贈呈されました。受賞者は次のとおりです。

優良農業者

◆吉田 章さん(岩吉)

地元を中心に営農しており、高齢化により水田が作れなくなる方が多い中、地域の受け皿として農地を守っている。耕作放棄地を無くそうと努力されており、また、近くの農業法人等とも良好な協力関係を築きあげ、実際にここ数年で周辺の耕作放棄地が減少しているところである。個人経営であるが、スマート農業機械の導入等により効率良く作業を行っており、経営は非常に安定している。こうしたことから、今後経営面積が拡大した際などにも安定した経営を続けていくことが期待される。

優良むらづくり組織

◆松保ふれあい市(松保)

J A鳥取いなば湖南支店横での直売活動は三十年近く行っているところであり、鳥取市内を中心に新鮮な野菜を提供し続けている。また、地域のイベントにも継続して積極的に参加しており、松保地域の盛り上げ役として重要な役割を担っている。

功労者

◆香川 恵さん(福部町湯山)

平成二十二年から浜湯山らっきょう生産組合組合長を十六年間、福部らっきょう生産組合組合長も延べ四年務められた。らっきょうの生産振興における様々な課題解決に向け、抜群のリーダーシップを発揮され、産地を一つにまとめあげた。こうしたことから、今後も引き続き本市農業を牽引いただくことが期待される。

農業者年金受給者の方へ

○農業者年金受給の方には、毎年五月下旬に独立行政法人農業者年金基金より、ご自宅へ「農業者年金受給権者現況届」が送付されます。

六月末までに農業委員会事務局又は各総合支所産業建設課の各窓口へ提出してください。代理人による提出も可能です。

○受給者の住所変更や死亡の際は、速やかに届け出を行ってください。転居等による住所変更や年金受取金融機関を変更する場合は、J A又は農業委員会へご相談ください。

また、受給者の方が死亡された場合は、遺族の方が速やかに死亡届をJ Aに提出してください。提出が遅れると、過払いとなった年金の返納が必要となる場合があります。

○経営移譲年金を受給されている方へ

農地の賃借の相手方の変更や、農地転用などの予定がある場合は、必ず事前に農業委員会へご相談ください。

非農地判断について

鳥取市農業委員会では、農地の適正な管理のため、年一回の農地利用状況調査を行っています。その結果、現に森林原野の様相を呈しており、農地として利用することが物理的に困難な荒廃農地を対象に、農地法第二条第一項の農地に該当しない旨の「非農地判断」を行った後、所有者に対し「非農地通知書」を送付します。

「非農地」と判断された土地については、今後は農地法の規制の対象外の土地となりますので、関係各機関に対し、鳥取市農業委員会からその旨を通知することとなります。

また、「非農地」と判断された土地は、左記の取り扱いとなります。

○登記地目の変更が可能になります。

「非農地通知書」を添付し、法務局で地目変更登記申請を行うことで、登記地目を農地以外(山林や雑種地など)に変更することができます。変更後の登記地目は、法務局の

判断により決定されます。

なお、鳥取市では、所有者へ「非農地通知書」を送付した後、所有者から非農地判断についての異議申立がなければ、地目変更登記申請を鳥取市長の職権で行っています。そのため、地目変更登記に関して所有者の負担はありません。

全国農業新聞 購読のご案内

— 令和8年4月から購読料改定 —

全国農業新聞は、地域農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行する農業専門紙です。農政・農業・農村をめぐる最新の動向や課題をタイムリーに伝え、現場に役立つ情報を幅広く掲載しています。

紙面はオールカラーページ構成。分かりやすく充実した内容で、一般紙と併せて読む併読紙としてもおすすめです。

購読申し込みは農業委員会事務局まで。ぜひこの機会にご購読ください。

全国農業新聞

◆令和8年4月1日より購読料が改定となりました。

【発行日】毎週金曜日

【新聞購読料(税込)】

月額900円(旧700円)

【電子版購読料(税込)】

月額700円(旧500円)